

公告 第 30 号  
令和8年3月1日  
フジシールグループ健康保険組合  
理事長 京金 武司



## 規約の変更について

令和8年3月1日より下記の通り規約を変更いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 【変更前】

第44条 一般保険料額及び調整保険料額の 107.50分の56.60は事業主、107.50分の50.90は被保険者において負担する。

#### 【変更後】

第44条 一般保険料額及び調整保険料額の 2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。

#### 【補足】

なし